

令和2年5月18日

学生の皆様・保護者の皆様へ

大垣女子短期大学
学長 曾根 孝仁

令和2年度前期対面授業開始について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止にかかる国の緊急事態宣言の解除及び岐阜県の緊急事態措置等の解除を受け、下記のとおり、本学の対面(面接)授業を再開することとしましたので、お知らせします。

なお、本学では授業体制や学修環境整備に努め、大学として最も重要な学びの機会確保をしっかりと進めてまいります。学内外におけるマスクの着用、手指の消毒と手洗いを励行し、3密の解消等については、これまで通り徹底してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

学生の皆様、保護者の皆様におかれましても、引き続き学内外におけるマスクの着用、手指の消毒と手洗いを励行していただき、国難ともいえる新型コロナウイルス感染症をともに乗り切りましょう。明るく温かい日差しのもとで学生の皆様にお会いできることを心から楽しみにしております。

記

1. 対面授業再開日

令和2年6月1日(月)から

2. 対面授業再開理由

- ①短期大学は修業年限が短く、学生が学修するための授業内容を先送りするには限度があり、これ以上の臨時休業措置はできないと判断しました。
- ②本学の学生は専門的な知識と技術を体系的に学んでおり、学科によっては卒業後の進路に直結するような資格、免許等の取得も目指しています。そのような専門的な学びや資格取得へ向けた学外実習等への準備のためにも対面での学生への指導は重要であると判断しました。
- ③新型コロナウイルス感染拡大防止のため「遠隔授業」を実施してきましたが、専門的な知識と技術を体系的に学ぶためには、遠隔授業だけでは十分な学修成果の目標に達成できないこともあり、対面での授業が重要であると判断しました。

3. 対面授業再開までの対応について

5月中の授業は、予定通り「遠隔授業」で行うことを原則としています。
ただし、5月25日(月)から29日(金)までの間の授業の受講(出席)については、遠隔地からの移動又は引越し等が必要な場合、申し出に基づいて配慮します。

以上